

6 保健福祉

1. 生活保護の状況
2. 児童福祉
3. 母子福祉
4. 心身障害者福祉
5. 高齢者福祉
6. 介護保険
7. 女性相談業務
8. 三原市市民福祉会館
9. 国民健康保険
10. 後期高齢者医療制度
11. 市民健康づくり
12. 三原市総合保健福祉センター
(サン・シープラザ)
13. 本郷保健福祉センター
14. 久井保健福祉センター
15. 大和保健福祉センター
16. 大和診療所
17. 三原市社会福祉協議会

1. 生活保護の状況（802世帯，1,011人）

平31.4.1現在（単位：世帯，人）

種 別	世 帯 数	人 員	種 別	世 帯 数	人 員
生 活 扶 助	711	908	出 産 扶 助	0	0
住 宅 扶 助	593	762	生 業 扶 助	22	29
教 育 扶 助	41	59	葬 祭 扶 助	1	1
医 療 扶 助	752	923	介 護 扶 助	133	140

保護率（保護人員／人口）	10.75%
--------------	--------

生活困窮者自立相談支援事業

(1) 事業目的

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に規定された事業で生活保護に至る前における生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、評価・分析の実施、プラン作成等の支援及び関係機関との連携を行って対象者の自立促進を図る。

(2) 実施方法

三原市社会福祉協議会に委託して実施。

(3) 実施体制

- ① 「自立相談支援センターみはら」に、主任相談支援員及び就労支援員（相談支援員と兼務）各1名を配置。
- ② 社会福祉課窓口生活困窮者自立相談支援事業の事務補助員1名を配置。

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

(1) 事業目的

県立広島大学三原キャンパスと連携し、学生ボランティアの協力を得て生活保護を受給している世帯及びひとり親世帯の中学生を対象に学習サポートを行う。

(2) 開 催

市民福祉会館 4月～5月 4回開催

中央公民館 6月～3月 21回開催

2. 児童福祉

(1) 保育所・認定こども園

(ア) 保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）入所（園）対象

0歳から小学校入学までの児童について、次のいずれかに該当する場合。

- ① 保護者が専ら労働に従事し保育が必要な場合。
- ② 保護者が疾病、出産、介護又は災害の復旧に当たっているため保育が必要な場合。
- ③ その他市長が認めた①、②に類する状態にある場合。

(イ) 認定こども園（1号認定子ども）入園対象

市内に住んでいる学年齢3～5歳の児童

(ウ) 保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）の保育時間及び休所（園）日

保育標準時間認定の場合

保育時間は原則7時30分から午後6時までとする。

保育短時間認定の場合

保育時間は原則 8 時30分から午後 4 時30分までとする。

休所(園)日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日並びに12月29日から翌年 1 月 3 日まで及び特に市長が認めたとき。

(エ) 認定こども園（1号認定子ども）の保育時間及び休園日

保育時間は午前 8 時30分から午後 2 時までとする。

休園日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、学年始末休業日、夏期・冬期休業及び特に市長が認めたとき。

(オ) 入所（園）相談及び申込書提出は子育て支援課児童保育係へ

私立認定こども園（1号）の申込書提出は、希望する施設へ直接。

(カ) 保育所

平31.4.1現在（単位：人，㎡）

施設の名前		設置年月日	所 在 地	電 話	定員	児童数	職員数 (所長・臨職除く)		計	施 設 面 積	
							保育士	調理員・事務員等		敷地面積	建物面積
公 立	円一保育所	平25.10. 1	円一町二丁目	(0848) 62-1565	180	122	12	2	14	3,503.95	1,668.88
	糸崎保育所	昭29. 7. 1	糸崎三丁目	(0848) 62-4397	45	38	3	1	4	1,786.70	479.08
	幸崎保育所	昭25. 9.12	幸崎能地三丁目	(0848) 69-0109	45	28	3	1	4	1,889.66	471.26
	中之町保育所	昭47.11. 1	中之町一丁目	(0848) 64-0838	70	57	6	1	7	1,764.05	545.10
	高坂保育所	昭50. 6.20	高坂町真良	(0848) 66-3760	30	36	6	2	8	2,384.97	468.02
	長谷保育所	昭51. 4.12	長谷一丁目	(0848) 66-2347	60	25	3	1	4	1,786.47	467.84
	宗郷保育所	昭53. 5. 1	宗郷四丁目	(0848) 64-4660	70	57	5	1	6	1,444.80	426.22
	本郷保育所	昭29. 4. 1	本郷南五丁目	(0848) 86-3302	100	119	13	2	15	2,033.35	734.54
	本郷ひまわり保育所	平16. 4. 1	下北方一丁目	(0848) 86-5512	120	—	—	—	—	5,342.30	1,474.03
小 計					720	482	51	11	62	21,936.25	6,734.97
私 立	聖心保育園	昭26. 2. 1	東町三丁目	(0848) 63-6200	120	113	14	2	16	2,279.24	1,128.00
	あさかぜ保育園	平17. 6. 1	沼田東町片島	(0848) 60-9188	80	80	17	1	18	2,412.00	649.26
	さんさんみなと保育園	平19. 4. 1	港町一丁目	(0848) 63-3839	64	47	6	0	6	646.52	370.22
小 計					264	240	37	3	40	5,337.76	2,147.48
合 計					984	722	88	14	102	27,274.01	8,882.45

再建中

(キ) 認定こども園

平31.4.1現在（単位：人，㎡）

施設の名前		設置年月日	所 在 地	電 話	定員 (※)	児童数 (※)	職員数 (所長・臨職除く)		計	施 設 面 積	
							保育士	調理員・ 事務員等		敷地面積	建物面積
公 立	大和認定こども園	平20. 4. 1	大和町下徳良	(0847) 35-1160	135 50	86 24	11	1	12	7,555.64	1,564.78
	久井認定こども園	平26. 4. 1	久井町坂井原	(0847) 32-6888	90 50	68 37					
	小 計				225 100	154 61	23	2	25	16,138.64	3,134.21
私 立	認定けいこうこども園	平28. 4. 1	本 町 三 丁 目	(0848) 64-6711	90 15	88 15	12	3	15	1,892.38	626.22
	認定あやめが丘こども園	平28. 4. 1	沼田西町惣定	(0848) 66-5455	80 10	70 11					
	愛育認定こども園	平28. 4. 1	本郷南三丁目	(0848) 60-6939	90 20	89 16	18	2	20	2,420.34	923.86
	紅梅認定こども園	平29. 4. 1	西 野 三 丁 目	(0848) 62-7039	150 15	136 15					
	さくらこども園	平29. 4. 1	宮 浦 六 丁 目	(0848) 63-2477	100 15	92 11	13	5	18	1,949.53	885.04
	あんず認定こども園	平29. 4. 1	幸 崎 能 地	(0848) 69-1641	40 5	33 4					
	愛 光 園	平31. 4. 1	館 町 二 丁 目	(0848) 62-5624	85 10	78 3	9	3	12	818.17	556.07
	さんさんまりんこども園	平31. 4. 1	港 町 三 丁 目	(0848) 81-0133	80 10	66 6					
	認定こども園 月見幼稚園	平31. 4. 1	西 町 二 丁 目	(0848) 62-2501	95 135	49 112	21	2	23	5,021.10	2,077.45
	小 計				810 235	701 193	114	23	137	23,111.64	8,546.75
	合 計				1,035 335	855 254	137	25	162	39,250.28	11,680.96

※ 上段が保育部分の人数，下段が教育部分の人数

(ク) 地域型保育事業

平31.4.1現在（単位：人，㎡）

施設の名前		設置年月日	所 在 地	電 話	定員	児童数	職員数 (所長・臨職除く)		計	施 設 面 積	
							保育士	調理員・ 事務員等		敷地面積	建物面積
私 立	子どもサロンドレミ園	平27. 4. 1	皆 実 一 丁 目	(0848) 36-6466	19	14	5	0	5	337.37	129.85
	りんくう保育園	平28. 3. 1	本郷町善入寺	(0848) 86-9020	12	5	2	0	2	535.68	168.73
	なかよし保育園	平29. 5. 1	明 神 三 丁 目	(0848) 38-2263	12	9	3	0	3	344.91	90.51
	子どもサロン 駅前ドレミ園	平30. 4. 1	城 町 一 丁 目	(0848) 36-5166	19	17	5	0	5	171.64	160.95
合 計					62	45	15	0	15	1,389.60	550.04

(ケ) 平成31年度保育所保育料徴収基準額表

◆ 2・3号認定子ども《保育所、認定こども園（長時間児童）、小規模保育事業》

階 層 区 分		【3歳未満】		【3歳以上】	
		保育標準時間保育料	保育短時間保育料	保育標準時間保育料	保育短時間保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円
C	均等割のみ課税世帯 (所得割なし)	13,000円	12,700円	10,000円	9,800円
D 1	所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15,700円	12,800円	12,500円
D 2	所得割課税額 58,200円未満	18,800円	18,400円	15,600円	15,300円
D 3	所得割課税額 67,800円未満	21,600円	21,200円	18,400円	18,000円
D 4	所得割課税額 77,400円未満	24,400円	23,900円	21,200円	20,800円
D 5	所得割課税額 87,200円未満	27,200円	26,700円	24,000円	23,500円
D 6	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,400円	27,000円	26,500円
D 7	所得割課税額 115,000円未満	33,600円	33,000円	28,700円	28,200円
D 8	所得割課税額 133,000円未満	37,200円	36,500円	30,400円	29,800円
D 9	所得割課税額 151,000円未満	40,800円	40,100円	32,200円	31,600円
D 10	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,700円	34,000円	33,400円
D 11	所得割課税額 213,000円未満	49,400円	48,500円	35,200円	34,600円
D 12	所得割課税額 248,000円未満	53,700円	52,700円	35,800円	35,100円
D 13	所得割課税額 284,000円未満	58,000円	57,000円	36,400円	35,700円
D 14	所得割課税額 320,000円未満	58,600円	57,600円	37,000円	36,300円
D 15	所得割課税額 370,000円未満	59,200円	58,100円	37,800円	37,100円
D 16	所得割課税額 370,000円以上	61,000円	59,900円	39,000円	38,300円

(備考)

- 平成31年度は、4～8月分の保育料は前年度の所得割額課税額にて、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。
- 保育短時間・・・1ヶ月あたりの就労時間が48時間以上120時間未満、保護者の疾病又は障害による入所、保護者の就職活動による入所など
- 保育標準時間・・・1ヶ月当たりの就労時間が120時間以上、保護者の妊娠・出産、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、就学など
- 延長保育を利用する場合、別途料金となります。
- B・C階層及び年収約360万未満世帯で次の事由に該当する場合は減額となります。
 - ① 児童扶養手当を受給する母子及び父子世帯
 - ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
 - ⑥ 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮すると市長が認めた世帯
- 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等*を利用している場合、第1子と判定された児童は上表の額、第2子と判定された児童は上表の半額、第3子以降と判定された児童は無料となります。
- 保育施設等*の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
保育所（園）、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）
- B階層で第2子以降と判定された児童は無料となります。
- 年収約360万未満世帯で上記①②③④⑤⑥に該当する世帯で第2子以降と判定された児童は無料となります。
- 年収約360万未満世帯で上記①②③④⑤⑥に該当しない世帯で第2子と判定された児童は上表の半額、第3子以降と判定された児童は無料となります。
- 令和元年10月1日より3歳以上の子どもの保育料（副食費のぞく）と住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育料が無償化されます。

平成31年度授業料徴収基準額表

認定こども園（1号認定子ども）

階 層 区 分		月 額	
		公 立	私 立
1	生活保護世帯	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	3,000円	3,000円
3	所得割課税額 77,100円以下	6,700円	10,000円
4	所得割課税額 211,200円以下		14,500円
5	所得割課税額 211,201円以上		19,600円
※幼稚園年少から小学校3年生までの範囲内において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は無料。ただし、第2階層についてのみ、2人目も無料。			
※ひとり親家庭等の軽減措置有り			

（備考）

- ・平成31年度は、4～8月分の保育料は前年度の所得割課税額にて、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。
- ・預かり保育を利用する場合、別途料金となります。
- ・2・3階層及び年収約360万未満世帯で次の事由に該当する場合は減額となります。
 - ① 児童扶養手当を受給する母子及び父子世帯
 - ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯
 - ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
 - ⑥ 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護世帯等、特に困窮すると市長が認めた世帯
- ・同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等*を利用している場合、1人目は上表の額、2人目は上表の半額、3人目は無料となります。
- ・保育施設等*の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
 保育所（園）、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）
- ・2階層で第2子以降と判定された児童は無料となります。
- ・年収約360万未満世帯で上記①②③④⑤⑥に該当する世帯で第2子以降と判定された児童は無料となります。
- ・年収約360万未満世帯で上記①②③④⑤⑥に該当しない世帯で第2子と判定された児童は上表の半額、第3子以降と判定された児童は無料となります。
- ・令和元年10月1日より授業料は無償化されます。

(2) 障害児保育拠点事業（社会福祉法人三原のぞみの会へ業務委託）紅梅認定こども園

障害児を受け入れ、専門職を配置し、保育環境に配慮しながら集団保育の中で相互の心身の発達を促す。

(3) 子育て支援サービス事業

(ア) 一時預かり事業

本郷ひまわり保育所、聖心保育園、あさかぜ保育園、久井認定こども園、大和認定こども園、認定あやめが丘こども園、愛育認定こども園、紅梅認定こども園、さくらこども園、あんず認定こども園

(イ) 地域子育て支援センター事業

円一保育所、本郷ひまわり保育所、あさかぜ保育園、久井認定こども園、大和認定こども園、認定あやめが丘こども園、愛育認定こども園、紅梅認定こども園、さくらこども園、あんず認定こども園、さんさんまりんこども園

(ウ) 延長保育事業

本郷保育所、本郷ひまわり保育所、聖心保育園、あさかぜ保育園、さんさんみなと保育園、久井認定こども園、大和認定こども園、認定けいこうこども園、認定あやめが丘こども園、愛育認定こども園、紅梅認定こども園、さくらこども園、あんず認定こども園、愛光園、さんさんまりんこども園、認定こども園月見幼稚園

(エ) 休日保育事業

愛光園

(オ) 病児・病後児保育事業（病児対応型）

円一保育所

(カ) 病児・病後児保育事業（病後児対応型）

愛光園

(キ) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）

紅梅認定こども園、さくらこども園

(4) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

ア 目的

保護者が労働などにより昼間家庭にいない状況にある児童を対象に、授業終了後や夏休みなど長期休業中に遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。

イ 活動内容

- (ア) 児童の健康管理、安全確保、情緒の安定を図る。
- (イ) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上を図る。
- (ウ) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭との連絡を行う。
- (エ) その他、児童の健全育成上必要な活動を行う。

ウ 運営日時

- ・ 平日（月曜日から金曜日） 13：30～18：00
- ・ 土曜日、学校行事振替日、長期休業日 8：00～18：00
- ・ 休業日 日・祝日、8月13日～8月16日、12月29日～翌年1月4日

エ 利用料金

(ア) 直営委託

- ・保護者負担金 月額 2,000円 (8月は3,000円)
- ・教材費(おやつ代等) 月額 2,000円
- ・傷害保険料 年額 800円

(イ) 民設民営 (I love kids)

- ・保護者負担金 月額 5,000円 (8月は8,000円)
- ・教材費(おやつ代等) 月額 2,000円
- ・傷害保険料 年額 800円
- ・平日延長料金 (20時まで) 800円/時間

オ 放課後児童クラブ一覧

平31.4.1現在

クラブ名	運営方法			受入学年	定員	入会 児童数	設置場所	所在地
	直営	委託	民設民営					
1 三原放課後児童クラブ		○		1～6	40	41	三原小学校内	館町二丁目 3-1
2 三原第2放課後児童クラブ		○			40	40		
3 駅前放課後児童クラブ		○			40	33	市民福祉会館内	城町一丁目 18-1
4 糸崎放課後児童クラブ	○				30	23	旧糸崎幼稚園内	糸崎五丁目 2-43
5 糸崎第2放課後児童クラブ	○				30	22		
6 中之町放課後児童クラブ		○			60	44	中之町小学校内	中之町六丁目 4-1
7 中之町第2放課後児童クラブ		○			40	26		
8 深放課後児童クラブ	○				20	12	深小学校内	深町 1589
9 円一放課後児童クラブ		○			60	59	南小学校内	円一町二丁目 7-2
10 円一第2放課後児童クラブ		○			60	57		
11 円一第3放課後児童クラブ		○			40	38	南小学校 / 武道館内	
12 明神放課後児童クラブ		○			70	66	明神会館内	明神一丁目 7-1
13 明神第2放課後児童クラブ		○			25	30		
14 西宮放課後児童クラブ		○			40	47	西小学校内	西宮二丁目 7-1
15 西宮第2放課後児童クラブ		○			30	26		
16 西宮第3放課後児童クラブ		○			40	38		
17 西宮第4放課後児童クラブ		○			30	28	西宮集会所内	西宮一丁目 26-3
18 須波放課後児童クラブ	○				40	14	須波小学校内	須波一丁目 22-1
19 幸崎放課後児童クラブ	○				30	30	幸崎小学校内	幸崎能地三丁目 16-2
20 沼田放課後児童クラブ		○			20	20	沼田小学校内	沼田二丁目 1-32
21 小坂放課後児童クラブ	○			1～4	20	26	沼北小学校内	小坂町 3515
22 沼田東放課後児童クラブ		○		1～3	48	38	沼田東小学校内	沼田東町片島 273
23 沼田東第2放課後児童クラブ		○			40	34		
24 沼田西放課後児童クラブ	○			1～6	35	23	沼田西幼稚園内	沼田西町松江 1508
25 小泉放課後児童クラブ	○				20	23	小泉小学校内	小泉町 4840-1
26 本郷放課後児童クラブ		○			55	57	本郷小学校内	本郷北三丁目 15-1
27 本郷第2放課後児童クラブ		○			44	49	旧本郷西老人集会所内	本郷南六丁目 13-9
28 南方放課後児童クラブ		○			38	21	本郷西小学校内	本郷町南方 4003
29 南方第2放課後児童クラブ		○			38	11		
30 船木放課後児童クラブ		○			20	21	旧船木小学校内	本郷町船木 1972
31 久井放課後児童クラブ		○			40	18	久井中学校内	久井町下津 735
32 久井第2放課後児童クラブ		○			40	26		
33 大和放課後児童クラブ		○			45	40	大和小学校内	大和町大具 2362-1
34 I Love Kids			○		43	25	三原駅前通ビル 2階	城町一丁目 20-16
合 計	8	25	1		1,311	1,106		

※令和元年7月22日から明神第3放課後児童クラブを開設(定員 20)

(5) 児童厚生施設

児童が安全かつ創造的な遊び活動を体験し、情操や健康の増進を図ることを目的とする。

児童館

施設名	所在地	利用延人員 (人)	職員数 (人)	施設面積 (㎡)	
				敷地	建物
三原市児童館	城町一丁目18番1号	14,814	4	1,790	209

児童遊園

平31.4.1現在

名称	敷地面積 (単位: ㎡)	設置年月日	場所	費用区分
東町高台児童遊園	1,266	昭47. 7. 1	東町三丁目94番地1	県費
東町高架下 "	537	52. 3.15	東町一丁目377番地2	"
本町高架下 "	583	52. 3.25	港町一丁目1546番地1	"
田野浦 "	1,034	53. 1.14	田野浦一丁目321番地66	"
西町高架下 "	895	53.10. 1	港町二丁目961番地7	"
地域立児童遊園	市内91ヵ所			単市

(6) 三原市重症心身障害児福祉年金 (始期 昭45.4.1)

支給対象 ①三原市に引き続き3ヵ月以上住所を有する者で、20歳未満の重症心身障害児の養育者。

②身体障害者手帳1～3級を所持している者。

③療育手帳㊤・A・㊦を所持している者。

年金額 27,000円

支給方法 認定を受けた月の翌月から受給資格が消滅した日の属する月まで月割で支給し、毎年3月及び9月に当月分まで支給する。

(7) 児童手当 (国) (始期 平成24年4月)

支給対象 15歳到達後最初の3月31日までの子どもを養育している者

手当の額 月額 3歳未満一律15,000円、3歳以上小学校修了前 { 第1・2子10,000円
第3子以降15,000円
中学生一律10,000円

※平成24年6月分から所得制限導入 所得限度額以上の場合は月額一律5,000円

支給方法 認定の請求をした月の翌月から受給資格が消滅した月まで、2月、6月及び10月に前月分まで支給する。

(8) 児童扶養手当 (国) (始期 昭37.4.1)

支給対象 次のいずれかに該当する18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父母又は養育者。ただし児童に一定の障害のある場合は20歳未満 (父は平22.8.1から支給対象) ①父母が婚姻を解消。②父又は母が死亡。③父又は母が重度の障害者。④父又は母の生死が明らかでない児童。⑤父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けている。⑥その他、前①～④各号に準ずる状態のもの。

手当の額 月額 10,120～42,910円、2人以上の場合、2人目は5,070～10,140円、3人目以降は3,040～6,080円加算。(H31年4月分～)

(9) 特別児童扶養手当 (国) (始期 昭39.9.1)

支給対象 重度または中度の障害がある20歳未満の施設等に入所していない児童を養育する父若しくは母又はその養育者。

手当の額 月額 1級障害児52,200円、2級障害児34,770円 (平31年4月分～)

(10) 特別障害者手当 (国) (始期 昭61.4.1)

支給対象 最重度重複障害者で日常生活において常時特別の介護を必要とし、20歳以上の在宅の者。

手当の額 月額 27,200円 (H31.4月～)

(11) 障害児福祉手当（国）（始期 昭61.4.1）

支給対象 重度障害者で、日常生活において常時介護を必要とし、20歳未満の在宅の者。

手当の額 月額 14,790円（H31.4月～）

(12) 経過的福祉手当（国）（始期 昭50.10.1）

支給対象 旧福祉手当受給者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、障害基礎年金を支給されていない在宅の者。

手当の額 月額 14,790円（H31.4月～）

(13) 児童虐待防止事業

三原市要保護児童対策地域協議会設置要綱に基づき、児童虐待の発生予防に努め児童の健全育成の推進を図る。

区 分	虐待対応件数	相談件数
平成29年度	新規（81）継続（9）	新規（50）継続（39）
平成30年度	新規（111）継続（22）	新規（38）継続（28）

3. 母子福祉

(1) 福祉資金の貸付状況

母子・父子・寡婦福祉資金

（単位：円）

区 分	貸付決定件数	貸付決定額
平成27年度	15	12,034,000
平成28年度	14	19,716,000
平成29年度	4	5,208,000
平成30年度	6	9,885,000

(2) 母子生活支援施設

平31.4.1現在

名 称	規模構造	入居世帯数	職員数（人）	開所年月日	所 在 地
社会福祉法人 三 誓 会 サン・ロータス 皆 実	鉄骨造4階建 敷地面積873.52㎡	17世帯 (三原市14 他市町 3)	施設長 1 副施設長兼少年指導員 1 母子支援員 2 個別対応職員 1 特別生活指導員 1 宿直員 3 調理員 1 医師 1	平成27年7月1日	三原市皆実 四丁目9番5号

4. 心身障害者福祉

(1) 身体障害者の状況

平31.4.1現在（単位：人）

障害 年齢	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	合 計
18歳未満	1	7	0	40	16	64
18歳以上	450	366	45	2,385	1,447	4,693
合 計	451	373	45	2,425	1,463	4,757

(2) 知的障害者の状況

平31.4.1現在（単位：人）

程度 年齢	最 重 度 ㊶	重 度 A	中 度 ㊷	軽 度 B	合 計
18歳未満	12	29	26	89	156
18歳以上	57	285	222	174	738
合 計	69	314	248	263	894

(3) 精神障害者の状況

平31.4.1現在（単位：人）

程度 年齢	精神障害者保健福祉手帳所持者				自立支援医療
	1 級	2 級	3 級	計	
18歳未満	1	13	18	32	39
18歳以上	49	706	219	974	1,845
合 計	50	719	237	1,006	1,884

(4) 三原市重度心身障害者介護手当

障害の程度により月額2,000円、3,000円の2種類

(5) 三原市重度心身障害者（児）医療費の助成（始期 昭48.10.1）

平31.4.1現在（単位：人）

身体障害者（児）	知的障害者（児）	後期高齢者医療の一部負担金支給	合 計
2,474	509	2,033	2,983

(6) 障害者優待乗車証

交付対象 身体障害者手帳第1種（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害）

療育手帳（㊶、A、㊷、B）、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級、3級）保持者

(7) 障害者優待乗船券

交付対象 鷺浦町に居住する者で、身体障害者手帳第1種（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害）

療育手帳（㊶、A、㊷、B）、精神障害者保健福祉手帳（1級、2級、3級）保持者

(8) 障害支援区分認定者の状況

平31.4.1現在（単位：人）

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合 計
障害支援区分認定者	3	114	108	101	82	180	588

(9) 平成30年度 主な障害福祉サービス利用状況（H30年4月審査～H31年3月審査）

	利 用 者 数		利 用 頻 度	
	年間（人）	月平均（人）	年間（時間）	月平均／人（時間）
居宅介護	1,615	134.5	21,758	13.5
重度訪問介護	121	10.0	24,917	205.9
行動援護	12	1.0	110	9.2
同行援護	306	25.5	3,241	10.6
	年間（人）	月平均（人）	年間（日）	月平均／人（日）
療養介護	209	17.4	6,356	30.4
生活介護	3,064	255.3	62,173	20.3
短期入所	668	55.6	3,310	5.0
施設入所支援	1,650	137.5	48,525	29.4
共同生活援助	1,157	96.4	33,725	29.1
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	61	5.0	1,106	18.1
宿泊型自立訓練	33	2.7	883	26.8
就労移行支援	394	32.8	6,003	15.2
就労継続支援（A型）	237	19.7	4,786	20.2
就労継続支援（B型）	3,577	298.0	59,671	16.7
計画相談支援	2,347	195.5		
地域移行支援	9	0.7	20	2.2
地域定着支援	121	10.0	88	0.7

平成30年度 主な児童通所支援サービス利用状況（H30年4月審査～H31年3月審査）

	利 用 者 数（人）		利 用 頻 度（日）	
	年間	月平均	年間	月平均／人
児童発達支援	2,090	174.1	12,694	6.1
医療型児童発達支援	23	1.9	89	3.9
放課後等デイサービス	2,140	178.3	13,291	6.2
保育所等訪問支援	27	2.2	27	1.0
障害児相談支援	921	76.7		
障害児施設医療	0	0.0		
高額障害児通所給付費	1	0.1		
やむを得ない措置	11	0.9		

(10) 障害者支援施設（入所）

平31.3.31現在（単位：人）

区 分	入 所															
	大和学園	大和農園	寿波苑	見真学園	光成清人学園部	あとの郷	野呂山学園	ホームポート聖恵	ワークホーム恵	中国芸南学園	第一成人部	中国芸南学園部	春日寮	ロズ村	「なごみの家」	「やまびこ学園」
人数	15	7	24	1	1	1	1	5	2	21	9	3	1	3	1	
区 分	入 所															
	あゆみ苑寮	大日学園	ニューライフ田	庄原もみじ園	ときわ台ム	西の池学園	広賀園	松籟園	松陽寮	六方学園	六方学人部	広島ひかり園	まごころ	清風会ホールム	清風ブリエ	吉田清風会荘
人数	3	2	2	2	3	5	2	1	8	1	1	1	3	1	1	
区 分	入 所							合 計								
	戸あすなろ内園	国ぞみの立園	太田一川成人部	第一成人部	福岡県障害者リハビリテーションセンター	あけぼの	やまびこ園									
人数	1	1	1	1	2	1	138									

(11) 身体障害者社会参加促進事業

① 趣旨

障害者が住み慣れた中で自立し、社会に参加するために必要な援助を行うことにより、障害の有無にかかわらず誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。

② 事業概要

事業名	事業内容
点訳奉仕員養成事業	点訳に必要な技術等を講習会等の方法により技術指導を行い、点訳奉仕員を養成する。
手話奉仕員養成事業	手話に必要な技術等を講習会等の方法により技術指導を行い、手話奉仕員を養成する。
朗読奉仕員養成事業	朗読に必要な技術等を講習会等の方法により技術指導を行い、朗読奉仕員を養成する。
要約筆記奉仕員養成事業	聴覚に障害のある方に情報を伝える技術等を講習会等の方法により技術指導を行い、要約筆記奉仕員を養成する。
自動車運転免許取得事業	身体障害者の生活圏の拡大と職業的自立を図り、その社会復帰を促進する。
自動車改造費給付事業	身体障害者の生活圏の拡大と職業的自立を図り、その社会復帰を促進する。
点字・声の広報等発行事業	市の広報等市民へ提供する情報を視覚に障害がある人に伝えるため、点字広報等を発行する。
スポーツ大会開催事業	障害者の健康維持、機能の回復・向上等を目的にスポーツの振興を図る。
生活訓練事業	視覚障害者に対し、日常生活を行う上で必要な訓練を行う。 (パソコン講習、料理教室、歩行訓練他)
スポーツ教室開催事業	各種スポーツ教室や障害者スポーツ大会を開催し、障害者スポーツの普及を図る。

(12) コミュニケーション支援事業

① 目的

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

② 事業概要

事業名	事業内容
手話通訳者設置事業	市民相互のコミュニケーションの円滑化を推進するため、意思伝達の仲介機能の任にあたる者を配置する。
手話通訳者等派遣事業	障害者等の家庭生活及び社会生活における円滑なコミュニケーションの確保を図るため、手話奉仕員又は要約筆記奉仕員を派遣する。

5. 高齢者福祉

(1) 三原市敬老祝金

支給対象 9月1日に生存し、三原市の住民基本台帳に登録されている者であって、年度内に88歳、100歳に達する者。

(単位：円)

年 齢 区 分	88歳	100歳
金 額	10,000	50,000

支給方法 口座振込及び現金により9月に支給する。

(2) 敬老優待乗車証

内 容 市内を運行する乗合路線バスに1回100円で乗車することができる乗車証を交付するもの。

交付対象 本市の住民基本台帳に登録されている者で70歳以上の者。
(敬老優待乗船券交付者を除く)

交付方法 70歳に到達する月から、申請により交付する。

(3) 敬老優待乗船券

内 容 佐木島、小佐木島—三原間を運行する船便に1回100円で乗船することができる乗船券を交付するもの。

交付対象 三原市鷺浦町に居住している者で70歳以上の者。

交付方法 70歳に到達する月から、申請により交付する。

(4) 老人クラブ

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ク ラ ブ 数	118	117	105	91
会 員 数 (人)	6,829	6,599	6,230	5,327
補 助 金 (円)	8,664,850	7,800,950	7,193,480	6,572,650

(5) 養護老人ホーム入所状況

平31.3.31現在 (単位：人)

区 分	養 護 老 人 ホ ー ム					合 計
	慶 雲 寮	亀 甲 園	黒滝ホーム	白 滝 園	そ の 他	
平成27年度	48	31	7	8	9	103
平成28年度	48	30	9	9	9	105
平成29年度	49	31	9	10	7	106
平成30年度	49	32	10	10	6	107

6. 介護保険

(1) 三原市の高齢化率について

各年3月末現在

項 目	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人 口	97,472人	96,360人	95,053人	93,653人
65歳以上	31,657人	31,965人	32,149人	32,268人
高 齢 化 率	32.5%	33.2%	33.8%	34.5%

(2) 認定者の状況（各年4月1日時点）

（単位：人）

年\区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年	1,034	963	1,230	1,034	779	679	817	6,536
平成28年	1,099	893	1,273	1,046	687	707	793	6,498
平成29年	1,065	891	1,303	983	757	688	748	6,435
平成30年	1,050	893	1,255	976	719	709	713	6,315
平成31年	1,012	894	1,252	951	721	679	722	6,231

(3) 介護保険料について

① 第1号被保険者（65歳以上）

・平成30～32年度の保険料（年額）と徴収方法

平成31年度

区 分	市民税課税状況		所 得 等	保険料年額
	本人	世帯		
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給者 または 老齢福祉年金受給者 または （合計所得＋課税年金収入額≤80万円） を満たす人	25,110円
第2段階			（80万円＜合計所得＋課税年金収入額≤120万円） を満たす人	41,850円
第3段階			（120万円＜合計所得＋課税年金収入額） を満たす人	48,546円
第4段階	課税	課税	（合計所得＋課税年金収入額≤80万円） を満たす人	60,264円
第5段階 【基準額】			（80万円＜合計所得＋課税年金収入額） を満たす人	66,960円
第6段階	課税	課税	合計所得が 120万円未満	80,352円
第7段階			合計所得が 120万円以上 200万円未満	87,048円
第8段階			合計所得が 200万円以上 300万円未満	100,440円
第9段階			合計所得が 300万円以上 400万円未満	113,832円
第10段階			合計所得が 400万円以上 600万円未満	123,876円
第11段階			合計所得が 600万円以上	133,920円

特別徴収：年額18万円以上の年金受給者は年金から天引きします。

普通徴収：特別徴収が困難な人は納付書により納付します。

② 第2号被保険者（65歳未満）

加入している医療保険ごとに計算し、医療保険料と一括して納付します。

(4) 認定手続

1	申 請	市の窓口申請します
2	訪問調査	調査員が、本人の心身の状態を調査します
3	審査・判定	調査結果と主治医意見書をもとに介護認定審査会で判定します
4	認定	結果は原則として申請から30日以内にお送りします
5	サービス計画の作成	要支援1・2の認定を受けた人は高齢者相談センターが、要介護1～5の認定を受けた人は居宅介護支援事業所もしくは施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族の意見をふまえ、サービス計画をつくります。
6	サービスの開始	必要な居宅介護サービスや施設サービスが受けられます

(5) 介護保険のサービスについて

① 地域包括支援センター（高齢者相談センター）

保健師・社会福祉士・介護支援専門員（ケアマネジャー）が主体となって、高齢者が住み慣れた地域で健康的な生活を続けられるよう支援する機関です。要支援1・2と認定された人は地域包括支援センターにサービス計画の作成を依頼します。市内に5ヵ所の地域包括支援センターがあります。

② 高齢者相談窓口

高齢者やその家族などの相談を、身近な場所で受け、地域包括支援センターにつなげます。市内に3ヵ所の高齢者相談窓口があります。

③ 居宅介護支援事業所

在宅の要介護者等が居宅サービスを利用できるよう、在宅の要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望をふまえて介護サービス計画を作成します。

また、この計画に基づいてサービス提供事業者との連絡調整、介護保険施設との連携などを行います。市内に30の事業所があります。

④ 施設サービス

平31.4.1現在

種 類	内 容	市 内 施 設
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	日常生活の世話や機能訓練などの必要な介護サービスを受けられます	三原慶雲寮 60床 白滝園 50床 すなみ荘 90床 サンライズ大池 64床 亀甲園 60床 梅菅園 78床

種 類	内 容	市 内 施 設
介護老人保健施設	病状が安定した人が、機能訓練を中心とした医療、日常の介護サービスが受けられます	里仁苑 160床 三恵苑 80床 桃源の郷 58床 ドリームせせらぎ 60床 仁和の里 90床 仁生苑 111床

種 類	内 容	市 内 施 設
介護療養型医療施設	長期療養が必要な人が入院し、介護等の世話や必要な医療が受けられます	三原市医師会病院 26床 本郷中央病院 41床 白龍湖病院 48床

⑤ 居宅サービス

名 称	内 容
訪 問 介 護	ホームヘルパーによる介護や家事等の援助
(介護予防) 訪 問 入 浴 介 護	巡回の入浴車による入浴の介護
(介護予防) 訪 問 看 護	看護師等の訪問による、療養上の世話
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療養士等の訪問による、機能訓練の指導など
(介護予防) 居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、栄養士等の訪問診療及び療養上の管理・指導
(介護予防) 通所リハビリテーション	医療機関などを利用しての日帰り機能訓練など
通 所 介 護	施設を利用しての日帰りの介護
(介護予防) 短 期 入 所 生 活 介 護	介護老人福祉施設への短期間の入所
(介護予防) 短 期 入 所 療 養 介 護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設への短期間の入所
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム入所者への介護サービス
(介護予防) 福 祉 用 具 貸 与	車いす、特殊寝台、歩行支援用具等の貸与
(介護予防) 福 祉 用 具 の 購 入	腰掛け便座などの福祉用具購入費の給付
住 宅 改 修 費 の 支 給	段差解消や手すりの設置など、小規模の住宅改修費の給付

⑥ 地域密着型サービス

名 称	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問や通報による排せつ、食事等の介護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	認知症の人を対象とした日帰りの介護
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に随時の「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	グループホームにおける日常生活上の介護
地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護	定員29名以下の小規模特別養護老人ホームにおける日常生活上の介護 市内施設 くすのき・めぐみ苑 29床 サンライズマリン瀬戸 29床 メヌホット三原 29床（休止中）
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の小規模介護専用型有料老人ホーム入居者への介護サービス
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた介護
地域密着型通所介護	施設を利用しての日帰りの介護

(6) 1ヵ月の利用限度額

居宅サービス

(単位：円)

介護度	限度額	利用者負担
要 支 援 1	50,030	所得により利用額の1割、2割又は3割を負担します
要 支 援 2	104,730	
要 介 護 1	166,920	
要 介 護 2	196,160	
要 介 護 3	269,310	
要 介 護 4	308,060	
要 介 護 5	360,650	

(7) 利用者負担の上限額

高額介護サービス費

所得段階	対 象 者	区分上限額
第1段階	①生活保護の受給者	①個人15,000円
	②15,000円への減額により生活保護の受給者とならない場合	②世帯15,000円
	③市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	③世帯24,600円 個人15,000円
第2段階	市町村民税世帯非課税で（公的年金収入金額＋合計所得金額）が80万円以下	世帯24,600円 個人15,000円
第3段階	市町村民税世帯非課税 24,600円への減額により生活保護の受給者とならない場合	世帯24,600円
第4段階	第1～3段階及び第5段階に該当しない者	世帯44,400円 (一割負担者のみの世帯は) 年間上限額が446,400円)
第5段階	世帯内の第1号被保険者の課税所得が145万円以上であり、かつ、世帯内の第1号被保険者の収入が合計520万円(第1号被保険者が一人のみの場合は383万円)以上である場合	世帯44,400円

※居宅・施設利用分ともに適用されます。※食費、居住費などは対象となりません。

(8) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 訪問型・通所型サービス事業（対象者：要支援1・2，事業対象者）

名 称	内 容
介護予防相当訪問サービス事業	訪問介護員による身体介護や生活支援
緩和基準型訪問サービス事業	身体介護を伴わない生活支援
介護予防相当通所サービス事業	施設を利用しての日帰りの介護・機能訓練など
緩和基準型通所サービス事業	施設を利用しての身体介護を伴わない機能訓練

② 介護予防普及啓発事業

事 業 名	H29 参加延人数	H30 参加延人数
高齢者筋力トレーニング	12,952人	10,206人
介護予防体操教室	21,211人	15,909人

③ 地域介護予防活動支援事業

		H29		H30	
事業名		回数	参加人数等	回数	参加人数等
認知症予防教室		42回	970人	9回	73人
介護予防研修会		11回	300人	6回	264人
介護予防教室		162回	3,343人	174回	2,864人
介護予防自主グループ支援事業		204回	2,859人	196回	2,942人
栄養改善・地域高齢者食生活改善事業	三原	48回	688人	37回	538人
	本郷	39回	682人	28回	454人
	久井	35回	700人	27回	508人
	大和	15回	1,063人	11回	1,050人
地域高齢者介護予防相談事業		117回	2,523人	70回	1,372人
地域住民グループ支援事業 (いきいきサロン立上げ状況)		新規7か所 (218か所)		新規4か所 (218か所)	

※認知症予防教室についてH29まで老人クラブ実施分も計上していた。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業名	H29 参加延人数	H30 参加延人数
自立支援型地域ケア会議	304事例	83事例
楽々貯筋クラブ	270人	—

※楽々貯筋クラブは平成29年度をもって事業終了。

(9) 任意事業

事業名	事業内容	利用状況等
①認知症サポーター養成講座	サロン、町内会、商店・金融機関などの事業所、学校、有志の集まりなどに講師が出席して、認知症を正しく理解し、地域における見守り支援を推進するための講座。	受講者数486人 H19年度からの 受講者数11,685人
②成年後見制度講演会	成年後見制度の普及啓発を図るための講演会。	参加者数77名
③認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	やすらぎ支援員を、認知症高齢者宅へ派遣して、認知症高齢者との会話や交流、見守り、散歩、趣味などを行うことで、介護家族に休養を確保し認知症高齢者に他者交流を確保する。	利用延時間 H30 581時間 利用実人数18人
④成年後見制度利用支援事業	市長申立てにおいて、低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する。	申立件数 H30 11件 (H29 4件)
⑤生きがい活動支援通所事業	鷺浦町において、デイサービス事業への参加費用を支援することにより、高齢者の生きがいと社会参加の促進、また社会的孤立感の解消及び自立生活の助長をする。	延利用者数18人
⑥外出支援事業	鷺浦町において、高齢者の外出において費用の支援をすることにより、高齢者の生きがいと社会参加の促進、また社会的孤立感の解消及び自立生活の助長をする。	延利用者数12人 延利用回数36回

事業名	事業内容	利用状況等
⑦ふれあい訪問給食事業	ひとり暮らしの高齢者に対し、給食サービスを提供することにより、健康の保持、孤立感の解消、安否の確認を図る。	登録者数232人 延配食数21,265食
⑧ふれあい安心電話設置事業	ひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急通報装置を貸与し、日常生活上の不安を軽減するとともに、急病・事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。	利用者数237人 通報件数10,133件
⑨シルバーハウジング生活援助員派遣事業	高齢者世話付き住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービス提供により、自立し快適な生活ができるよう支援する。	入居定員35世帯 内27世帯入居 (H31.3月末)
⑩家族介護用品の支給	要介護3～5と認定された在宅の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族介護者に対し、介護用品の購入を支援する。	利用者数66人

7. 女性相談業務

平成30年度女性相談員活動状況

(単位：人)

人 間 関 係														住居問題	帰住先なし	経済関係				医療関係				不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	計
夫等			子供			親族		家庭不和	その他の者からの暴力	男女問題	その他	生活困窮	借金・サラ金			求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子供からの暴力	養育困難	その他	親の暴力							その他の親族からの暴力	その他														
6	0	9	2	0	0	2	1	1	2	1	0	1	7	1	0	0	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	40	

※来所による女性からの相談実人数を計上

8. 三原市市民福祉会館

所 在 地 三原市城町一丁目18番1号

敷地面積 1,970.29㎡

建築面積 960.40㎡

総 工 費 238,500,000円

工期構造 着工 昭和45年6月15日 竣工 昭和46年3月30日

構 造 鉄筋コンクリート造, 地下1階・地上5階・塔屋1階建

(1) 使用料

平31.4.1現在 (単位:円)

区 分			午 前	午 後	夜 間	午 前 及び午後	午 後 及び夜間	午前・午後 及び夜間	超 過 使 用 料
階	室 名	期 間	9時から 12時まで	12時30分 か ら 17時まで	17時30分 か ら 21時まで	9時から 17時まで	12時30分 か ら 21時まで	9時から 21時まで	1時間 に つ き
2	会議室201	通 常 期 間	1,950	3,050	2,300	4,140	4,820	6,210	800
		冷暖房期間	2,250	3,450	3,000	5,040	5,820	7,410	
	会議室202	通 常 期 間	930	1,390	1,390	1,620	2,230	2,550	680
		冷暖房期間	1,330	1,600	1,600	2,230	2,430	2,950	
	会議室203	通 常 期 間	690	1,040	1,040	1,210	1,670	1,910	510
		冷暖房期間	1,000	1,200	1,200	1,670	1,820	2,210	
	会議室204	通 常 期 間	670	1,000	1,000	1,160	1,600	1,830	490
		冷暖房期間	960	1,150	1,150	1,600	1,740	2,120	
	会議室205	通 常 期 間	900	1,350	1,350	1,560	2,150	2,460	660
		冷暖房期間	1,290	1,540	1,540	2,150	2,340	2,850	
	料 理 教 室	通 常 期 間	1,500	2,530	2,070	3,340	3,680	4,950	690
		冷暖房期間	1,900	3,130	2,470	4,040	4,480	5,950	
3	会議室301	通 常 期 間	490	740	590	1,180	1,340	1,790	160
		冷暖房期間	590	860	670	1,400	1,580	1,980	
	会議室302	通 常 期 間	1,090	1,640	1,320	2,620	2,980	3,960	360
		冷暖房期間	1,310	1,900	1,480	3,100	3,510	4,380	
	会議室303	通 常 期 間	2,070	3,100	2,500	4,950	5,630	7,470	690
		冷暖房期間	2,470	3,600	2,800	5,850	6,630	8,270	
4	会議室401	通 常 期 間	1,940	3,040	2,290	4,130	4,810	6,190	790
		冷暖房期間	2,240	3,440	2,990	5,030	5,800	7,390	
	和 室402	通 常 期 間	460	690	690	800	1,100	1,380	340
		冷暖房期間	660	790	790	1,100	1,200	1,580	
	和 室403	通 常 期 間	460	690	690	800	1,100	1,380	340
		冷暖房期間	660	790	790	1,100	1,200	1,580	
	会議室404	通 常 期 間	800	1,260	1,100	1,610	1,950	2,530	460
		冷暖房期間	1,100	1,460	1,200	1,910	2,350	3,030	
	予 備 室	通 常 期 間	490	740	590	1,180	1,340	1,790	160
		冷暖房期間	590	860	670	1,400	1,580	1,980	
5	大 会 議 室	通 常 期 間	4,020	6,210	5,290	10,810	12,190	16,330	1,500
		冷暖房期間	4,720	7,110	6,090	12,710	14,290	19,130	

- ① 入場料その他これに類する対価を徴収して利用するとき、又は商品の宣伝販売を目的として利用するときは、この表に定める額の5割を加算した額を使用料とする。
- ② 市内居住者以外の人を利用するときは、この表に定める額又は前項により計算した額に5割を加算した額を使用料とする。
- ③ 冷暖房期間とは6月15日から9月15日まで、11月15日から翌年3月15日までの期間とする。通常期間とは、冷暖房期間を除く期間とする。
- ④ 通常期間であっても、事前に許可を受けた場合は、冷暖房の使用はできるものとする。この場合の使用料は、冷暖房期間の額とする。

(2) 附属設備使用料

平31.4.1現在（単位：円）

区 分	単 位	使用料の額	区 分	単 位	使用料の額
ア ン プ 機 器	1 式 1 回	1,800	マ イ ク ロ フ ォ ン	1 台 1 回	400
ワイヤレスマイク	1 台 1 回	400	コ ン セ ン ト	1 箇所 1 回	300

- ① 1回とは(1)の午前、午後、又は夜間それぞれの区分をいう。
- ② 使用時間が1回の所定時間を越えるときは、その越える時間につき1時間までごとに、この表の額に2割の額を加算する。

9. 国民健康保険

(1) 事業概要

(ア) 加入世帯及び被保険者数

(単位：世帯、人)

項 目	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)
加 入 世 帯	13,349	13,082
被 保 険 者 数	20,685	20,136
一 般 被 保 険 者	20,436	20,080
退職被保険者等	249	56

※各年度3月末現在

- (イ) 給付割合
- | | |
|----------------|---|
| 義務教育就学前 | 8割 |
| 義務教育就学後から70歳未満 | 7割 |
| 70歳以上 | 8割（誕生日が昭和19年4月1日以前の方は9割）
又は現役並み所得者の場合は7割 |

(ウ) 保険給付

○高額療養費

70歳未満の場合

所得区分			適用 区分	自己負担限度額
総所得金額等 ※1				
市民税課税世帯	上位所得者	901万円超	ア	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 140,100 円 ※2
		600万円超 901万円以下	イ	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 93,000 円 ※2
	一般	210万円超 600万円以下	ウ	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 44,400 円 ※2
		210万円以下	エ	57,600 円 4 回目以降 44,400 円 ※2
市民税非課税世帯			オ	35,400 円 4 回目以降 24,600 円 ※2

※1 総所得金額等＝総所得金額（収入総額－必要経費－給与所得控除－公的年金等控除等）－基礎控除
※2 過去 12 か月間に世帯単位の高額療養費の支給が 4 回以上となった場合の自己負担限度額

70歳以上の場合

	所得区分	適用 区分	自己負担限度額	
	課税所得		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
市民税課税世帯	690万円以上	現役並みⅢ	252,600 円 (医療費が 842,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 140,100 円 ※1	
	380万円以上	現役並みⅡ	167,400 円 (医療費が 558,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 93,000 円 ※1	
	145万円以上	現役並みⅠ	80,100 円 (医療費が 267,000 円を超えると、超えた額の 1 % を加算) 4 回目以降 44,400 円 ※1	
	145万円未満	一 般	18,000 円 (年間上限 144,000 円) ※2	57,600 円 (4 回目以降は 44,400 円) ※1
市民税非課税世帯 ※3		低 所 得 Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		低 所 得 Ⅰ	8,000 円	15,000 円
※1 過去 12 か月間に世帯単位の高額療養費の支給が 4 回以上となった場合の自己負担限度額 ※2 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの年間自己負担限度額 ※3 低所得者Ⅱとは市民税非課税世帯の人です。低所得者Ⅰとは市民税非課税世帯でその世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに 0 円となる人です。				

・任意給付

区 分	内 容
出産育児一時金	404,000円（産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産したときは保険料として16,000円が加算される。）
葬祭費	1 件につき30,000円

(エ) 保険税（平成31年度）

	医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 分
所 得 割	7.11%	2.31%	1.91%
資 産 割	6.00%		
均 等 割 額	26,580円	9,270円	9,904円
平 等 割 額	19,872円	6,459円	4,544円
課 税 限 度 額	610,000円	190,000円	160,000円

※介護分は、40歳から64歳の人に課税されます。

(オ) 納期（年 8 回・平成31年度）

第 1 期	令和元年 7 月 31 日	第 5 期	令和元年 12 月 2 日
第 2 期	令和元年 9 月 2 日	第 6 期	令和元年 12 月 25 日
第 3 期	令和元年 9 月 30 日	第 7 期	令和 2 年 1 月 31 日
第 4 期	令和元年 10 月 31 日	第 8 期	令和 2 年 3 月 2 日

※一部の世帯については、特別徴収（年金からの天引き）が行われます。

(2) 保険給付状況

(単位：件，円)

区 分				平成29年度	平成30年度
療 養 諸 費	療養の給付	一 般 被 保 険 者	件 数	368,339	354,842
			給 付 額	6,211,399,053	6,163,590,737
		退 職 被 保 険 者	件 数	7,155	2,785
			給 付 額	130,895,069	49,569,429
		計	件 数	375,494	357,627
			給 付 額	6,342,294,122	6,213,160,166
	療 養 費	一 般 被 保 険 者	件 数	4,936	4,627
			給 付 額	34,923,077	35,523,785
		退 職 被 保 険 者	件 数	131	40
			給 付 額	1,048,915	524,476
		計	件 数	5,067	4,667
			給 付 額	35,971,992	36,048,261
	小 計		件 数	380,561	362,294
			給 付 額	6,378,266,114	6,249,208,427
高 額 療 養 費	一 般 被 保 険 者		件 数	15,290	14,075
			給 付 額	817,595,151	843,452,208
	退 職 被 保 険 者		件 数	254	80
			給 付 額	23,930,956	9,522,647
	小 計		件 数	15,544	14,155
			給 付 額	841,526,107	852,974,855
高 額 介 護 合 算 療 養 費	一 般 被 保 険 者		件 数	15	16
			給 付 額	318,045	408,144
	退 職 被 保 険 者		件 数	0	0
			給 付 額	0	0
	小 計		件 数	15	16
			給 付 額	318,045	408,144
任 意 給 付	出 産 育 児 一 時 金		件 数	44	59
			給 付 額	18,448,000	24,732,000
	葬 祭 費		件 数	138	144
			給 付 額	4,140,000	4,320,000
	は り ・ き ゅ う 施 術 費		件 数	61	
			給 付 額	256,500	
	小 計		件 数	243	203
			給 付 額	22,844,500	29,052,000
合 計			件 数	396,363	376,668
			給 付 額	7,242,954,766	7,131,643,426

(3) 診療費関係諸率

(単位：円，％，日)

区 分		平成29年度	平成30年度
一 人 当 た り 費 用 額	一 般 被 保 険 者	311,843	318,619
	退 職 被 保 険 者	373,725	357,923
	平 均	312,990	318,915
受 診 率	一 般 被 保 険 者	1,108.25	1,094.03
	退 職 被 保 険 者	1,143.69	1,137.42
	平 均	1,108.91	1,094.36
一 件 当 た り 日 数	一 般 被 保 険 者	2.07	2.07
	退 職 被 保 険 者	2.23	2.17
	平 均	2.08	2.08
一 日 当 た り 費 用 額	一 般 被 保 険 者	13,579	14,038
	退 職 被 保 険 者	14,641	14,478
	平 均	13,601	14,041

(4) 療養諸費の状況（平成30年度）

（単位：人，千円，％）

区 分	対象者	構成割合	費用額	構成割合
一 般 被 保 険 者	20,452	99.25	8,431,736	99.16
退 職 被 保 険 者	155	0.75	71,741	0.84
合 計	20,607	100.00	8,503,477	100.00

※対象者は年間平均人数

(5) 財政収支状況（平成30年度）

（単位：千円）

歳 入			歳 出		
科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	支出済額
保 険 税	1,870,480	1,869,633	総 務 費	158,165	144,800
使用料及び手数料	1	0	保 険 給 付 費	7,520,230	7,175,548
国 庫 支 出 金	2	11,253	事 業 費 納 付 金	2,724,375	2,723,857
療養給付費交付金	1	0	保 健 事 業 費	145,378	119,628
県 支 出 金	7,798,135	7,510,993	直 診 勘 定 繰 出 金	1,080	1,080
財 産 収 入	462	478	基 金 積 立 金	0	0
繰 入 金	806,473	793,068	公 債 費	340	0
繰 越 金	204,361	553,130	諸 支 出 金	158,578	158,566
諸 収 入	40,923	29,029	予 備 費	12,692	0
合 計	10,720,838	10,767,584	合 計	10,720,838	10,323,479
差 引 残 高				444,105	

10. 後期高齢者医療制度

(1) 事業概要

制度の運営主体	広島県後期高齢者医療広域連合
被保険者	①75歳以上の者 ②65歳以上75歳未満で障害認定を受けた者
医療費の一部負担割合	1割または3割

(2) 被保険者数（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	広島県	三原市
全 体	416,310	17,502
障害認定（再掲）	11,146	654

(3) 保険料率等

区 分	平成31年度
均 等 割 額	45,500円
所 得 割 率	8.76%
賦 課 限 度 額	62万円

(4) 保険料の賦課徴収（平成30年度三原市分）

区 分	調定額	収納額	収納率
保 険 料	1,042,774,171円	1,040,679,862円	99.8%

(5) 広域連合納付金の内訳

（単位：円）

区 分	平成30年度
保 険 料	1,035,524,064
延 滞 金	108,000
基盤安定負担金	311,444,534
事 務 費 分 賦 金	42,729,085
28年度精算分	19,145,501
合 計	1,408,951,184

11. 市民健康づくり

(1) 保健事業状況（平成30年度）

活動区分		回数	人数	説明
健康増進	健康教育	147	4,148	生活習慣病予防講座6回382人、がん予防講演会1回170人、地域健康教育など140回3,596人
	健康相談	1,029	2,864	総合健康相談（来所・電話）726回1,447人 重点健康相談303回1,417人（歯科相談23回170人、COPD予防禁煙相談241回714人、地域出前健康相談28回258人など）
	健康診査	—	19,631	基本健診（20才以上の生保13人、後期高齢者787人） 胃がん747人、肺がん2,528人、子宮がん5,488人、 乳がん（マンモグラフィ）2,851人、大腸がん2,741人、 前立腺がん1,668人、結核1,889人、肝炎ウイルス164人、 若年者基本健診194人、歯周疾患検診561人
	訪問指導	—	449	健診要指導者・閉じこもり予防など449人
	運動普及推進事業	56	3,645	ウォーキングなど22回2,068人、ラジオ体操28回889人、 体力測定6回688人
	食育推進事業	144	5,164	レシピコンテスト1回243作品、おやこ食育教室2回92人、 やささお好み焼き教室1回9人、キッズチャレンジ4回69人、 食生活改善推進員養成講座6回51人
				ヘルスサポーター事業6回505人、 親子食育事業9回194人、食育の日啓発事業7回1,330人、 食生活改善講習会108回2,671人
	食育・栄養指導事業	675	4,867	栄養相談・指導521回2,548人、 食生活改善推進員活動支援154回2,319人
	人材育成	—	265	健康づくり推進員237人、食生活改善推進員9人、 運動普及リーダー19人
	普及啓発	—	5,316	がんフォーラム170人、保健福祉まつり5,146人
母子保健	母子健康手帳の交付	—	554	
	妊婦・乳幼児訪問	—	2,868	妊産婦1,054人、乳幼児1,814人
	保健指導・相談・教室	68	899	離乳食講習会12回194人、育児相談49回580人、 子育て教室7回125人
	健康診査	—	8,166	妊婦一般健康診査6,602人、新生児聴覚検査533人、 乳児一般健康診査1,031人
		69	1,705	1歳6か月健康診査34回602人、 2歳児歯科健康診査1回213人、 3歳児健康診査34回625人、妊婦歯科健診265件
	母子保健推進委員	—	60	三原23人、本郷19人、久井9人、大和9人
	不妊検査費等助成	—	89	不妊検査費・一般不妊治療費21件、特定不妊治療費68件
子育て世代包括支援センター事業		—	2,707	相談・訪問等
発達支援事業		1,036	2,828	保健師一般相談随時143人、発達専門相談706人、 おやこ教室156回1,475人、5歳児発達記録31回504人
精神保健福祉	精神保健福祉相談	8	21	こころの何でも相談21人
	訪問・相談	—	6,721	訪問566人、相談6,155人
	社会復帰相談事業	41	167	ソーシャルクラブ41回167人
	普及啓発	9	261	こころネットみはらまつりなし、 やさしい精神保健福祉講座4回215人、 家族のつどい5回50人
	メンタルヘルスサポート事業	104	104	ここケア104人

(2) 予防接種

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
ジフテリア破傷風 (二 種 混 合)	対象者	800	800	784	786	
	接種者	622	617	591	599	
ジフテリア百日咳 破傷風 (三種混合)	対象者	－	－	－	－	
	接種者	22	0	0	0	
四 種 混 合	対象者	2,788	2,532	2,420	2,364	
	接種者	2,744	2,615	2,431	2,322	
急 性 灰 白 髄 炎	対象者					
	接種者					
麻しん風しん混合 1 期	対象者	735	703	672	625	
	接種者	679	665	614	559	
麻しん風しん混合 2 期	対象者	801	794	783	770	
	接種者	691	697	692	726	
麻しん風しん混合 3 期	対象者					
	接種者					
麻しん風しん混合 4 期	対象者					
	接種者					
麻 し ん	対象者	－	－	－		
	接種者	0	0	0		
風 し ん	対象者	－	－	－		
	接種者	0	0	0		
日 本 脳 炎	定期	対象者	3,128	3,062	2,970	3,032
		接種者	2,472	2,918	3,131	3,042
	特例	対象者	－	－	－	－
		接種者	449	331	283	324
B C G	対象者	684	609	582	579	
	接種者	671	633	609	581	
高 齢 者 インフルエンザ	対象者	31,367	31,797	32,015	32,199	
	接種者	17,777	18,224	18,171	18,589	
高 齢 者 肺 炎 球 菌		2,997	3,191	3,250	2,906	
子 宮 頸 が ん		1	1	2	5	
ヒ ブ		2,737	2,531	2,420	2,268	
小 児 用 肺 炎 球 菌		2,727	2,533	2,404	2,258	
不 活 化 ポ リ オ	対象者	－	－	－	－	
	接種者	96	31	19	5	
水 痘	対象者	1,470	1,406	1,344	1,250	
	接種者	1,504	1,235	1,215	1,137	
B 型 肝 炎	対象者	－	1,827	1,746	1,737	
	接種者	－	917	1,790	1,656	

※小児用肺炎球菌ワクチン補助、子宮頸がんワクチン補助、ヒブワクチン補助はH25.4.1より補助から定期接種となった。

※水痘、高齢者肺炎球菌ワクチンは、H26.10.1より定期接種となった。

※高齢者肺炎球菌ワクチン補助はH26年度で終了。

※B型肝炎ワクチンは、H28.10.1より定期接種となった。

※平成28年度より、県外の医療機関で小児の定期予防接種を接種した場合、接種費用を助成しています。平成30年度補助実人数：5人

12. 三原市総合保健福祉センター（サン・シープラザ）（平成31年4月1日現在）

所 在 地 三原市城町一丁目2番1号（ペアシティ三原3・4階）

延 床 面 積 5,981.82㎡（3階2,990.91㎡・4階2,990.91㎡）

総 事 業 費 3,237,789,668円

工 期 着工 平成9年2月26日 竣工 平成9年10月15日

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造7階建（内3・4階）

(1) 業務内容

各種施設の貸出，住民票等証明業務（平成31年4月30日まで），保健福祉業務，相談業務

(2) 施設使用料等

施設使用料

施 設 名		予定定員	1 時間当たりの使用料		備 考
3	調 理 実 習 室	調理台 7 台 50人	専用使用	1,400円	入場料その他これに類する対価を徴し，又は商品の宣伝，販売を目的として使用するとき，この表に定める額に 5 割を加算した額を使用料とする。調理実習室の部分使用料は，調理実習室の一部を使用する場合の調理台 1 台当たりの使用料とする。
			部分使用	300円	
栄 養 指 導 室	30人	400円			
階	多目的ホール（3階）		1,300円		
	第 2 会 議 室	18人	250円		
4	多目的ホール（4階）		1,000円		
	第 3 会 議 室	18人	200円		
	第 4 会 議 室	18人	200円		
	第 5 会 議 室	18人	200円		
	第 1 教 養 娛 楽 室		専用使用	500円	
			個人使用	100円	
	第 2 教 養 娛 楽 室	48人	400円		
	第 3 教 養 娛 楽 室		200円		
	第 1 研 修 室	72人	800円		
	第 2 研 修 室	24人	350円		
	健 康 増 進 室		専用使用	1,000円	
			個人使用	100円	
創 作 活 動 室	作業台 8 台 24人	550円			

※受付期間

・ 専用使用

使用日の 3 か月前から

・ 部分・個人使用

使用日当日

附属設備機器使用料

附属設備機器名	使 用 料		数 量	備 考
音 響 機 器	1式1時間につき	100円	1式	
ポ ー タ ブ ル C D ア ン プ	1式1時間につき	50円	2式	
ビ デ オ プ ロ ジ ェ ク タ	1式1時間につき	100円	1式	
オーバーヘッドプロジェクタ	1式1時間につき	50円	1式	
ス ラ イ ド	1式1時間につき	50円	1式	
展 示 パ ネ ル	1枚1日につき	100円	100枚	
ピ ク チ ャ ー レ ー ル	1m1日につき	50円	68m	

(3) 各室の利用状況

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	人数	人数	人数
調 理 実 習 室	6,609	6,243	6,028
栄 養 指 導 室	11,176	7,063	8,009
さ わ や か 広 場	17,130	14,613	15,315
会 議 室 1 ～ 5	24,469	18,111	22,983
第 1 教 養 娛 楽 室	8,839	8,880	10,172
第 2 教 養 娛 楽 室	27,888	27,516	25,339
第 3 教 養 娛 楽 室	1,081	923	871
健 康 増 進 室	11,312	9,583	10,472
創 作 活 動 室	3,719	2,827	2,873
第 1 研 修 室	5,672	5,257	10,999
第 2 研 修 室	2,623	2,990	6,006
ふ れ あ い 広 場	5,816	7,640	3,080
健康推進コーナー	21,480	21,420	21,540
相談室1-4, 発達相談	2,257	2,302	1,163
障害者生活支援センター	4,328	3,887	3,797
言 語 相 談 室	804	755	909
機 能 訓 練 室	6,783	5,932	6,824
保 健 推 進 室	4,736	2,080	3,279
ち び っ こ ルーム	1,434	452	713
おもちゃの図書館	1,205	580	620
ボランティアセンター	1,969	1,688	1,893
催事(保健福祉まつり)	8,392	5,770	5,146
合 計	179,722	156,512	168,031

※平成28年度から、第1会議室は、子育て世代包括支援センターへ転用したため集計外とした。

13. 本郷保健福祉センター（平成31年4月1日現在）

所在地 三原市本郷南五丁目23番1号

土地面積 2,307.89㎡

延床面積 749.96㎡

総事業費 231,587千円

竣工 昭和62年2月28日

構造 鉄骨造平屋建

(1) 業務内容 各種施設の貸出, 保健福祉業務, 相談業務

(2) 施設使用料

区 分	栄養実習室	指導室・会議室	保健指導室	健康相談室1	健康相談室2
1時間当たり	200円	410円	200円	100円	200円

※冷暖房を使用する場合は, 1時間当りの使用料は, この表に定める額にその2割を加算します。
(10円未満切捨て)

(3) 各室の利用状況

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
健康相談室1	8	72	26	319	36	465	24	174
健康相談室2	144	2,371	155	2,761	90	1,593	164	2,388
和 室	136	2,632	138	2,238	86	1,712	147	2,587
大 ホール	285	5,153	238	4,139	142	4,819	253	5,896
栄養実習室	62	1,013	64	1,010	80	1,597	99	1,560
診 察 室	20	769	13	416	8	561	11	593
計	655	12,010	634	10,883	442	10,747	698	13,198

14. 久井保健福祉センター（平成31年4月1日現在）

所在地 三原市久井町和草1906番地1

土地面積 15,908.67㎡

延床面積 1,951.00㎡

総事業費 570,000千円

竣工 平成7年12月1日

構造 鉄骨造平屋建

(1) 業務内容 各種施設の貸出, 健康福祉業務, 相談業務

(2) 施設使用料

区 分	調理実習室	教養娯楽集会室	研修室1	研修室2
1時間当たり	200円	410円	200円	200円

※冷暖房を使用する場合は, 部屋の使用料の2割を加算します。(10円未満切捨て)

(3) 各室の利用状況

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
研 修 室 1	214	2,385	205	3,626	170	3,069	170	2,930
研 修 室 2	93	2,744	94	2,659	89	1,818	80	2,314
教養娯楽集会室	94	3,862	121	2,503	119	3,812	100	3,011
調 理 実 習 室	38	683	150	3,886	96	2,137	118	2,436
相 談 室 1	117	888	99	1,639	84	1,396	87	1,717
計	556	10,562	669	14,313	558	12,232	555	12,408

15. 大和保健福祉センター（平成31年4月1日現在）

所在地 三原市大和町和木1538番地1

土地面積 4,841.16㎡

延床面積 2,199.37㎡

総事業費 807,570千円

オープン 平成4年10月

構造 鉄筋コンクリート2階

(1) 業務内容 各種施設の貸出, 保健福祉業務, 相談業務

(2) 施設使用料

区分	調理実習室	集会室	研修室	生活相談室	和室1	和室2
1時間当たり	200円	410円	200円	100円	100円	100円

※冷暖房を使用する場合は, 部屋の使用料の2割を加算します。(10円未満切捨て)

(3) 各室の利用状況

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
集会室	143	3,300	134	2,965	109	2,422	78	2,460
トレーニングルーム	508	4,161	661	4,294	514	3,714	390	2,617
展示室	97	1,390	96	1,366	51	973	54	951
調理室	37	732	39	740	45	686	47	686
研修室	76	1,293	78	1,475	57	996	28	496
第1・第2和室	56	1,030	107	2,076	42	1,066	35	878
生活相談室	72	394	69	385	46	369	46	369
計	989	12,300	1,184	13,301	864	10,226	678	8,457

16. 大和診療所

所在地 三原市大和町和木1538番地1

面積 231.25㎡

完成 平成4年9月10日

診療科目 内科

診療時間 8:30~17:15

開設年月日 昭和28年4月1日

17. 三原市社会福祉協議会

(1) 平成28年度事業実績

地区社協活動の推進, 福祉推進員の活動推進, 地域見守り推進事業, 地域の福祉をすすめる会, ふれあい・いきいきサロン事業, 常設サロン「ひよりや」の開設, 地域子育て支援サロン事業, ひとり暮らし老人に「おせち料理」を届ける活動, ひとり暮らし高齢者交流事業, 住民参加型福祉サービス「ほっとは一と」, 地域福祉懇談会, 社協型活動総合推進事業(地域お茶の間づくり事業), 生活支援体制整備事業, 地域福祉推進リーダー養成事業, みはら福祉大会, 三原市民保健福祉まつり,

みはら福祉展，ボランティア祭り，ボランティア保険加入促進事業，福祉協力校の指定，社会福祉施設夏期体験学習，福祉体験学習（小中学校），新入学児童交通安全事業，手話通訳者派遣事業，要約筆記奉仕員派遣事業，手話通訳者配置事業，男性一人ぐらし高齢者料理教室，在宅福祉生活支援サービス「いきいきみはら」，日本赤十字社事業，共同募金・地域歳末たすけあい募金運動，心配ごと相談事業，生活福祉資金貸付事業，緊急つなぎ資金貸付事業，日常生活用具等貸与事業，三原市ボランティア・市民活動サポートセンターの運営，三原市認知症高齢者家族やすらぎ支援事業，三原市高齢者生きがい活動支援通所・外出支援サービス，情報提供。

また，福祉サービス利用援助事業（かけはし），成年後見事業（法人後見），障害者生活支援事業（ドリームキャッチャー），障害者生活アシスタント事業，地域活動支援センター事業，高齢者相談センターはもにー（北部地域包括支援センター），高齢者相談窓口だいわ，生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら），介護保険事業（訪問介護事業，通所介護事業，訪問入浴介護事業，居宅介護支援事業），介護予防デイサービス，障害者福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・基準該当生活介護（身障デイ），身体障害者訪問入浴），緊急食糧等支援事業（フードバンク）において，各種事業（行事）を実施。

(2) ボランティア養成研修講座

(ア) 点訳奉仕員養成講座	平30. 5月～平30. 10月	20回
(イ) 手話奉仕員養成講座（昼間部・夜間部）	平30. 4月～平31. 2月	各40回
(ウ) 朗読奉仕員養成講座	平30. 7月～平31. 2月	15回
(エ) 要約筆記奉仕員養成講座	平30. 10月～平31. 3月	10回
(オ) やすらぎ支援員養成講座	平30. 7月・9月	4回
(カ) 高齢者生活支え合いサポーター養成講座（北部・南部）	平30. 1月～平31. 2月	各2回

(3) 共同募金・地域歳末たすけあい募金運動

（単位：円）

分会名	三原	本郷	久井	大和	合計
一般募金	7,606,426	1,693,649	918,806	1,385,505	11,604,386
地域歳末募金	1,182,740	—	—	—	1,182,740
合計	8,789,166	1,693,649	918,806	1,385,505	12,787,126

(4) 赤十字事業

	目標額	実績額	達成率
一般社費	11,253,000	9,534,552	85%

【MEMO】